

2024年5月22日

PRESS RELEASE

一般社団法人 全日本ろうあ連盟

優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会(優生連)

私たち「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会」(構成団体の1つが全日本ろうあ連盟)は、障害のある人たちの司法参加、合理的配慮について、この間4回(11月1日、2月7日、3月21日、4月26日)の要請懇談を最高裁と続けてきました。

5月29日(水)に行われる最高裁判所大法廷での弁論にむけて、「傍聴を希望する方へ」という案内が出され、障害のある人たちへの一定の配慮事項が発表されました。しかし、私たちが繰り返し要請していた「法廷内での情報保障(手話通訳・要約筆記)について、その費用と準備は最高裁が責任をもって行う」ことについての回答はありませんでした。

私たちは、法廷内での情報保障という大きな課題を残したまま弁論を迎えることに対し、再度、最高裁に対し緊急に回答をもとめましたが、最高裁からの回答はありませんでした。

情報保障がいかに大事なことで、優生保護法問題の解決には不可欠だという事を多くの方に知つていただきたく、緊急に会見を開きます。みなさまにぜひ取材していただきたく、以下ご案内いたします。

■司法クラブでの記者会見

5月23日(木)17:30~

＜お問い合わせ先＞

優生連事務局長:松本多仁子

電話090-8530-4044

E-mail: taniko@kagayaki-kobe.jp

HP: <https://sites.google.com/view/yuuseiren/home>